建築協定に準ずる建築ガイドライン

別紙５

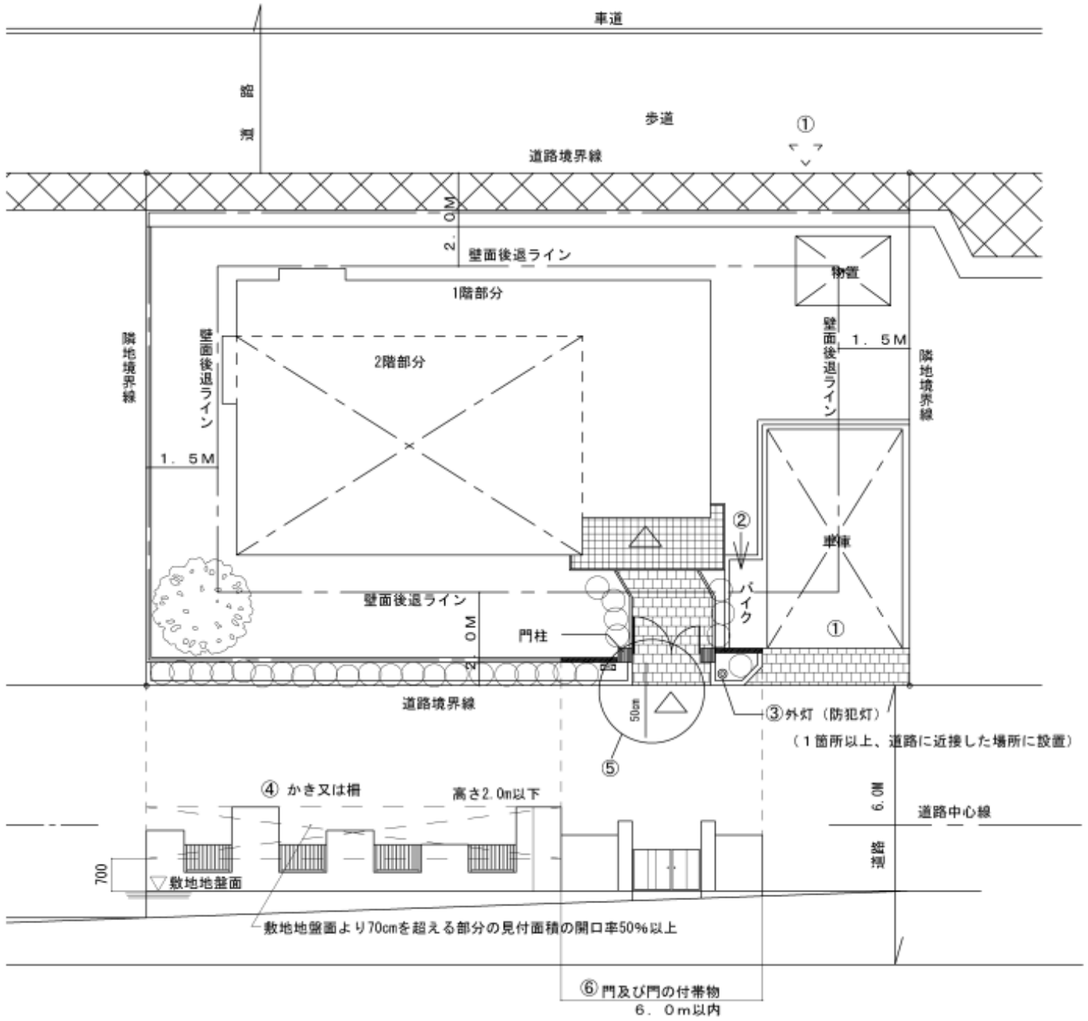

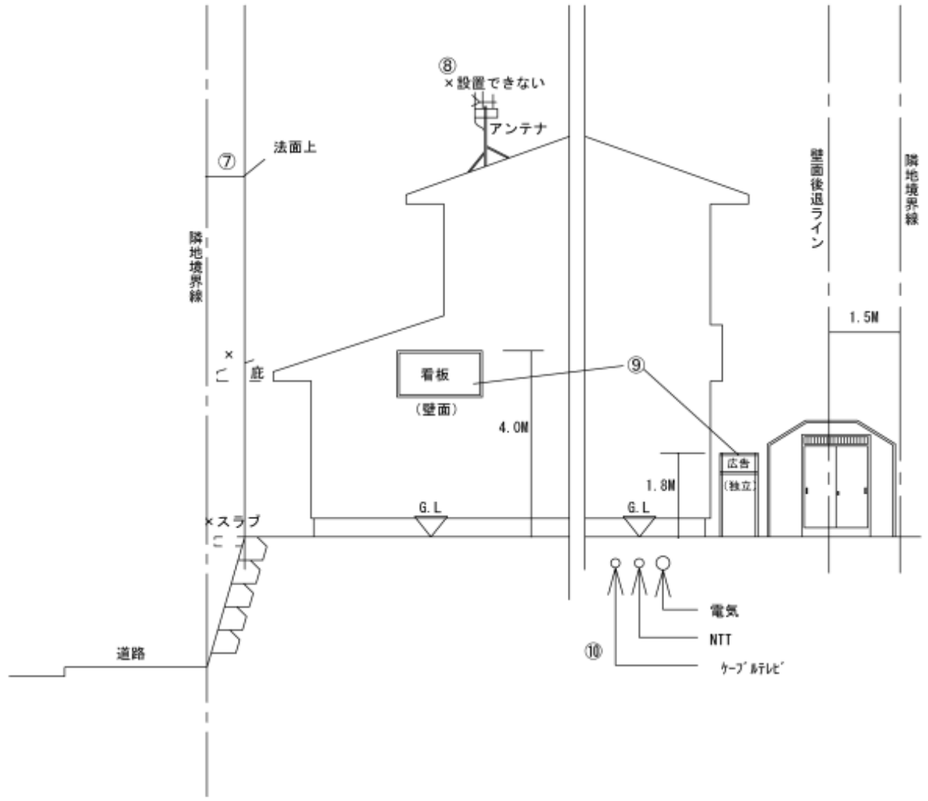

（１）　歩道に面して駐車場出入口を設けてはならない。

ただし、宅地の構造上やむを得ない場合はこの限りではない。

（２）　バイク、自転車置場等は、占有敷地内で確保するものとする。

（３）　玄関の門柱付近には、防犯灯を１箇所以上、道路に近接した場所に設置しなければならない。

（４）　道路に面するかき又は柵の構造は基本的に生垣とし、敷地地盤面より高さ70ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙを超える部分にｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ等を設置する場合は、敷地地盤面より高さ2.0ﾒｰﾄﾙ以下、かつ道路面の見付面積となる部分の開口率が50%以上の透視可能な構造とする。

（５）　建物玄関への出入口に設置する門及び門の付帯物は、道路境界から０．５メートル以上後退させなければならない。

（６）　門及び門の付帯物は、道路に面する部分の長さが6.0m以内とする。

（７）　敷地境界線法面上でのスラブ、バルコニー、出窓等の持ち出し等の使用を全て禁止する。

ただし、植物の枝葉部分についてはこの限りではない。

（８）　テレビ、ＦＭ及びアマチュア無線等のアンテナを屋外に設置してはならない。

（９）　広告物等は自己の用に供するもので、高さ４．０メートル以下で建物を利用したものとし、かつ、表示面積の合計が５．０平方メートル以下とすること。

独立して建てる看板広告物等は自己の用に供するもので、高さ１．８メートル以下とし、道路境界線より０．５メートル以上後退させることとし、かつ、表示面積の合計が１．０平方メートル以下とすること。

（10）　敷地内における電気、電話、ケーブルテレビ等の各配管は地下埋設とする。

（11）　建築物等の屋根及び外壁の色は原色（高彩度の純色に近い色）を避けた落ち着きのあるものとする。

（12）　土地の所有者等は、建築協定運営委員会（自治会）による地区の住環境保全活動への協力と、近隣との協調関係を保持し、建築物及びその付帯物の手入れに十分注意を払うこととする。